

申請にあたっての確認事項 (必ずお読み下さい。)

- ①高齢者を対象に振り込め詐欺被害等防止機器または迷惑防止機能付き電話機を無料で貸し出す事業です。(電気代等一部自己負担あり。後日アンケートにお答えいただきます。)
- ②お貸しする機器は、かかってきた電話の相手に警告メッセージを流すとともに、振り込め詐欺や悪質商法等による被害を未然に防止するため、会話の内容を録音するものです。(被害を防止するため、社会福祉協議会が録音データの提供を求めることがあります。)
- ③利用申請書にご記入いただいた個人情報は、本事業の目的以外に使用しません。(ただし、犯罪捜査等で必要な場合、警察へ情報提供することがあります。)
- ④貸与期間内にコードを抜くなど、ご自身の過失で機器が故障した場合、修理費用を負担していただくことがあります。

振り込め詐欺被害等防止機器は設置できない場合があります。

・黒電話など旧式の機器及びホームテレホンなど

また番号表示機能(ナンバーディスプレイ)に加入されていない場合、一部の機能は利用できません。

この電話は、振り込め詐欺等の犯罪防止のため、会話が録音されます。



発信者



申請から設置までの流れ

申請

- ご希望の方は、市内老人センター、地域包括支援センター、リージョンセンター等に設置している「利用申請書」に必要事項をご記入のうえ、募集期間内に **角田総合老人センター** または **お近くの地域包括支援センター** に申請書を提出してください。

利用者の決定

- 担当者が申請内容を確認します。
- 申請いただくことで機器の貸し出しを確約するものではありません。

利用承認(不承認)通知

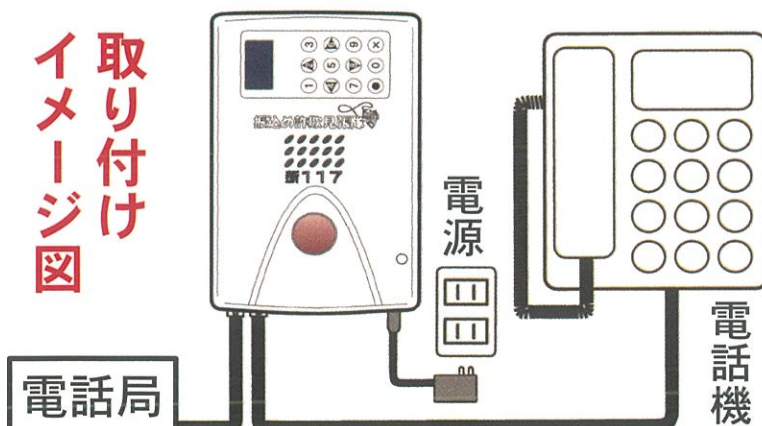
- 後日郵送でお知らせします。

機器の設置

- 社会福祉協議会が依頼した事業者が設置する日程を確認した後、ご自宅に訪問して設置します。
- 振り込め詐欺被害等防止機器の取り付けについては、電話機の近くにコンセントがない場合(約1.8m)、延長コードなどが必要になる事がありますので、装置の貸し出しが決定した際には、ご準備ください。

◎振り込め詐欺被害等防止機器

取り付け
イメージ図



◎迷惑防止機能付き電話機

- 通常電話機の取り付けと同じです。

